入　札　説　明　書

公立大学法人福島県立医科大学が発注する「構内除雪業務」に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という）については、入札公告に定めるもののほか、この入札説明書による。

１　発注者（契約権者）

公立大学法人福島県立医科大学理事長　鈴木　弘行

２　入札に付する事項

（１）件名

構内除雪業務

（２）仕様等

入札説明書及び仕様書による

（３）履行期間

令和８年１２月１日～令和９年３月３１日

（４）履行場所

福島市光が丘１番地

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

（１）契約細則第３条第１項の規定に該当しない者であること。

（２）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

（３）この公告日から入札日までの間に福島県又は公立大学法人福島県立医科大学から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあっては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成１４年６月１７日付け１４監第８１３号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に該当しない者であること。

（６）地域要件　県北管内に本店又は支店・営業所等を有していること。

（７）以下の規格以上の除雪機を確保し、ホイルローダーは２台以上、バックホーは１台以上を契約期間中、常駐させることが可能であること。

①　ホイルローダー1.2 ㎥級

②　ダンプトラック 10ｔ

③　バックホー0.2 ㎥級

4　入札に参加する者に必要な資格の確認

落札候補者は、上記３に掲げる必要な資格の確認を受けるため、落札候補決定の通知があった日から３日以内に条件付一般競争入札資格確認書類提出書（入札心得第３条関係）に次の書類を添付し、下記５(1)の場所へ提出すること。

（１）上記３（６）の条件を満たすことを証明する書類（コピー可）

（２）上記３（７）の条件を満たすことを証明する業務実績証明書（別添様式）

※当法人で履行した実績を有する場合は提出不要。

5　入札書の提出場所等

（１）仕様書等の閲覧場所

〒960-1295　福島県福島市光が丘１番地

公立大学法人福島県立医科大学　総務課　管財係

電話　024-547-1017（直通）

FAX　024-548-5302

E-mail　sisetsu@fmu.ac.jp

（２）仕様書等の閲覧期間

令和８年１１月１６日（月）～令和８年１１月２６日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く）の午前８時３０分から午後５時までとする。

（３）入札及び開札の日時及び場所

令和８年１１月２７日（金）午前１０時００分

福島市光が丘１

公立大学法人福島県立医科大学　附属病院北外来棟２階　カンファランス２

6　入札書の提出方法

（１） 入札書は、指定様式（公立大学法人福島県立医科大学庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札用）により、上記５(３)に示す場所へ提出すること。

なお、郵便その他の方法による入札は認めない。

（２）入札書は、封書に入れて密封し、かつ次の事項を記載すること。

ア　氏名

イ　〔１１月２７日開札　構内除雪業務の入札書在中〕

（３）代理人が出席する場合は委任状（入札心得第３条関係）を提出すること。

（４）入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア　落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ　代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印

をすること。

7　入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約を締結しない場合には見積りに係る入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の１００分の３に相当する額を納めなければならない。

8　入札方法及び開札等

（１）開札は、上記５（３）で指定する日時及び場所で行う。

（２）開札は、入札者及びその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

（３）開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

9　入札心得

（１）入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知し、当該仕様書等について疑義がある場合は、条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第２号）を上記５（１）に提出することにより説明を求めることができる。

提 出 期 限：令和８年１１月１９日（木）

回答予定日：令和８年１１月２４日（火）

回 答 方 法：公立大学法人福島県立医科大学ホームページに掲載する。

（２）入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

（３）入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

（４）入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア　契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正は価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（５）入札者又はその代理人は 入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え又は撤回をすることができない。

10　入札の取り止め等

入札者が相連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

11　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

（１）この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

（２）この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札

（３）所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

（４）委任状を持参しない代理人のした入札

（５）同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の入札

（６）記名、押印を欠く入札

（７）金額を訂正した入札

（８）誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札

（９）同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

(11) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

12　落札者の決定方法

（１）落札候補者の決定

開札後、無効又は失格の入札を除き、予定価格の範囲内において最低価格で入札した者から２番目までの者を落札候補者とし、開札の場において公表する。

なお、同じ価格の入札者が２者以上あるときは、くじにより順位を決定する。

（２）入札参加資格の確認

開札の時点では落札者決定を保留し、落札候補第１順位者から上記４のとおり入札参加資格を確認した後に落札者を正式に決定する。

なお、落札者へは電話等で速やかに通知し、開札結果はホームページで公表する。

（３）落札予定日

令和８年１１月３０日（月）

13　契約保証金

（１）落札者は、契約金額の１００分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

（２）契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする。

（３）公立大学法人福島県立医科大学契約細則第３９条第１項ただし書き（別記１）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（４）契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

（５）契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

14　契約書の作成

（１）委託契約書（別紙のとおり。以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、履行期間の初日までに取り交わしを行うこと。

（２）契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

（３）落札者が 上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは 落札の決定を取消すことがある。

15　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16　契約条項

契約書（案）による。

17　その他

（１）一旦受領した書類は返却しない。

（２）書類の作成等に要した費用は、すべて入札者の負担とする。

（３）この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について入札前において説明を求めることができる。

別記１

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抜粋）

（契約保証金）

第３９条　契約を結ぶ者をして、契約金額の百分の五以上（工事等の請負契約にあっては百分の十以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

２　前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

３　前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

一　福島県債証券	額面全額
二　国債証券	額面全額の１０分の８
三　地方債証券（福島県債証券を除く）	額面全額の１０分の８
四　理事長が確実であると認める社債権	時価の１０分の８